

鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金交付要綱

令和3年4月22日第202100016519号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の密漁防止対策の推進を図り、本県の水産資源の持続的な利用・管理の推進に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の20日前までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

但し、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付決定を受けていない場合は、当該交付金の交付決定を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(状況報告の時期等)

第7条 補助事業者は、交付決定を受けた年度の9月末日現在において、様式4号による遂行状況報告書を作成し、10月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月1日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年決裁日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
密漁防止地域対策事業	鳥取県密漁防止対策協議会	密漁防止対策協議会の開催に係るもの(使用料・賃借料、需用費、役務費)	1/2	補助対象経費の増額に係るもの
密漁防止普及啓発事業		密漁防止のための看板の製作及び設置(需用費、委託費)	1/2	補助対象経費の増額に係るもの

様式第1号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県密漁防止普及啓発事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

実施時期	事業内容	備考

(2) 経費の配分

(単位：円)

区分 事業内容	負担区分			備考
	県補助金	その他	合計	
密漁防止地域対策事業				
密漁防止普及啓発事業				
計				

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

有 ・ 無

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 その他添付書類

(1) 実施主体の組織、運営に係る規約の写し（申請時のみ）

(2) 日程（予定表）表

(3) 支出経費にかかる証拠書類（実績報告時のみ）

様式第2号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県密漁防止普及啓発事業収支予算書（又は決算書）

1 収 入

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
県補助金					
その他					
計					

（注）備考欄には、財源を記入すること

2 支 出

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
密漁防止地域 対策事業					
密漁防止普及 啓発事業					
計					

鳥取県密漁防止対策協議会長 氏 名 様

鳥取県知事 氏 名

〇〇年度鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県密漁防止普及啓発事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県密漁防止普及啓発補助金交付要綱（令和3年〇月〇日付第202100016519号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、水産関係地方公共団体交付金等交付要綱（平成22年3月26日21第水港第2632号農林水産事務次官依命通知）、水産関係地方公共団体交付金等実施要領（平成22年3月26日21第水港第2631号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について（平成22年3月26日21第水港第2630号）の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

鳥取県密漁防止対策協議会長 氏 名

〇〇年度鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付第 号で交付決定通知のあった 年度鳥取県密漁防止普及啓発事業について、鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金交付要綱（令和3年〇月〇日第202100016519号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり遂行状況を報告します。

記

区分	事業の遂行状況				総事業費	備考
	9月末日までに終了したもの		10月1日以降に実施するもの			
	事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
密漁防止地域 対策事業	円	%	円			
密漁防止普及 啓発事業	円	%	円			

鳥取県知事 氏 名 様

職氏名

年度鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付第 号により交付決定通知があった 年度鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金について鳥取県密漁防止普及啓発事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額（年 月 日付第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。